

令和4年度

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
一般会計及び後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算審査意見書

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

## 目 次

第1	審査の対象	50
第2	審査の方法	50
第3	審査の期間	50
第4	審査の結果	50
1	決算概要	51
(1)	事業の実施概況	51
(2)	令和4年度予算	51
(3)	令和4年度決算収支状況	51
ア	一般会計の決算状況	52
①	歳入	52
②	歳出	53
イ	後期高齢者医療特別会計の決算状況	54
①	歳入	54
②	歳出	55
ウ	財産の状況	57
2	審査意見	58

### 凡 例

- 各表中の金額は百円の位を四捨五入し千円単位で表示している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位以下を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「-」：該当数値なしのもの。

# 令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の対象

令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書及び附属書類

- (1) 一般会計歳入歳出決算書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- (3) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
- (4) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- (5) 一般会計実質収支に関する調書
- (6) 後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書
- (7) 財産に関する調書

## 第2 審査の方法

歳入歳出決算書及び附属書類が、法令に基づいて作成されているか、計数は正確であるか、会計処理は適正かについて、関係諸帳簿との照合等の方法により審査した。

## 第3 審査の期間

令和5年7月25日～8月4日

## 第4 審査の結果

令和4年度歳入歳出決算書及び附属書類は、法令に従い作成されており、その計数は正確であり、会計処理は適正に行われているものと認められた。

決算概要及び審査意見は次のとおりである。

## 1 決算概要

### (1) 事業の実施概況

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度の運営主体として、県内すべての市町が加入して設立した特別地方公共団体であり、広域連合を構成する41市町と連携し、県内の約83万人の被保険者を対象に、円滑な制度運営に努めている。

令和4年度においては、前年度に引き続き、被保険者からの保険料、県内41市町による負担金及び国・県負担金等を財源に、医療給付を行ったほか、市町の行う健診事業の補助、医療費通知の発送、ジェネリック医薬品利用差額通知の発送、重複・頻回受診者に対する訪問指導、医療機関からの不適切な請求に対する診療報酬返還業務等を実施している。

また、令和4年10月から窓口負担2割が新設されたことに合わせて、全被保険者への被保険者証2回交付、新たに2割負担の対象となる者への高額療養費配慮措置の実施、配慮措置対象者への高額療養費支給事前申請勧奨を実施した。

### (2) 令和4年度予算

令和4年度一般会計においては、市町の共通経費負担金等を財源とする事務局の管理運営経費、給付業務委託や情報処理システム運用等に係る経費を計上している。

また、後期高齢者医療特別会計においては、後期高齢者医療制度に係る収入及び支出を計上している。

予算現額は、一般会計2,176,810千円、後期高齢者医療特別会計843,286,007千円であり、合計で845,462,817千円となっている。

### (3) 令和4年度決算収支状況

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算収支状況は、第1表のとおりである。

第1表 決算収支状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分		令和4年度	令和3年度	対前年度増減額	対前年度増減率
歳 入	一般会計	2,036,203	1,564,318	471,886	30.2
	特別会計	842,346,299	833,957,790	8,388,508	1.0
	合計	844,382,502	835,522,108	8,860,394	1.1
歳 出	一般会計	1,803,731	1,438,309	365,422	25.4
	特別会計	824,218,216	802,619,715	21,598,501	2.7
	合計	826,021,946	804,058,024	21,963,922	2.7
実質収支	一般会計	232,472	126,009	106,464	84.5
	特別会計	18,128,083	31,338,075	△13,209,992	△42.2
	合計	18,360,555	31,464,084	△13,103,528	△41.6

## ア 一般会計の決算状況

### ① 歳入

一般会計の歳入決算状況は、第2表のとおりである。

第2表 一般会計歳入決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度						令和3年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	調定額 (B)	決算額 (収入済額) (C)	構 成 比 率	執行率 (C/A ×100)	収入率 (C/B ×100)	決算額 (収入済額)	構 成 比 率		
分担金及 び負担金	1,582,125	1,582,125	1,582,125	77.7	100.0	100.0	1,071,177	68.5	510,948	47.7
国 庫 支 出 金	433,688	292,986	292,986	14.4	67.6	100.0	86,716	5.5	206,270	237.9
県支出金	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0
繰 入 金	34,888	34,888	34,888	1.7	100.0	100.0	33,040	2.1	1,848	5.6
繰 越 金	126,008	126,009	126,009	6.2	100.0	100.0	373,128	23.9	△247,119	△66.2
諸 収 入	101	196	196	0.0	193.8	100.0	257	0.0	△61	△23.8
合 計	2,176,810	2,036,203	2,036,203	100.0	93.5	100.0	1,564,318	100.0	471,886	30.2

当年度の歳入は、予算現額2,176,810千円に対し、調定額2,036,203千円、収入済額2,036,203千円となっている。

収入済額は、前年度（1,564,318千円）に比べ471,886千円増加している。これは主として、各市町からの負担金が増加したことなどによる。

執行率は93.5%となっており、収入済額は予算現額に比べ140,607千円下回っている。

主な収入の内容は、分担金及び負担金が共通経費負担金、繰入金が特別会計からの繰入金、繰越金が前年度繰越金、諸収入が個人情報開示請求費用、設備使用料、一般会計運用益等である。

## ② 歳出

一般会計の歳出決算状況は、第3表のとおりである。

第3表 一般会計歳出決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度						令和3年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	決算額 (支出済額) (B)	構成 比率	執行率 (B/A ×100)	翌年度 繰越額	不用額	決算額 (支出済額)	構成 比率		
議会費	1,282	781	0.0	60.9	0	501	744	0.1	37	5.0
総務費	2,172,528	1,802,950	100.0	83.0	0	369,578	1,437,566	99.9	365,385	25.4
予備費	3,000	0	0.0	0.0	0	3,000	0	0.0	0	0.0
合 計	2,176,810	1,803,731	100.0	82.9	0	373,079	1,438,309	100.0	365,422	25.4

当年度の歳出は、予算現額2,176,810千円に対し、支出済額1,803,731千円となっている。

支出済額は、前年度（1,438,309千円）に比べ365,422千円増加している。

執行率は82.9%となっており、不用額373,079千円は、主に給付関係通信運搬費、資格関係委託料、給付関係委託料、事務系機器等保守委託料及びシステム関係負担金が当初の見込みを下回ったことによるものである。

主な支出の内容は、議会費が広域連合議会開催に係る経費、総務費が給付業務等委託料、情報処理システム委託料、広域連合事務室等賃借料及び広域連合事務局派遣職員給与等負担金である。

## イ 後期高齢者医療特別会計の決算状況

### ① 歳入

後期高齢者医療特別会計の歳入決算状況は、第4表のとおりである。

第4表 後期高齢者医療特別会計歳入決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度						令和3年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率	
	予算現額 (A)	調定額 (B)	決算額 (収入済額) (C)	不納 欠損 額	構成 比率	執行率 (C/A ×100)	収入率 (C/B ×100)	決算額 (収入済額)			構成 比率
市町支出金	148,982,076	150,787,377	150,787,377	0	17.9	101.2	100.0	149,491,791	17.9	1,295,586	0.9
国庫支出金	255,739,455	260,297,687	260,297,687	0	30.9	101.8	100.0	252,794,210	30.3	7,503,477	3.0
県支出金	68,282,474	67,017,533	67,017,533	0	8.0	98.1	100.0	63,353,510	7.6	3,664,023	5.8
支払基金交付金	327,682,875	321,637,034	321,637,034	0	38.2	98.2	100.0	311,246,862	37.3	10,390,172	3.3
特別高額医療費 共同事業交付金	394,509	438,785	438,785	0	0.1	111.2	100.0	393,929	0.0	44,856	11.4
繰入金	9,829,401	9,829,400	9,829,400	0	1.2	100.0	100.0	6,814,500	0.8	3,014,900	44.2
繰越金	31,338,076	31,338,075	31,338,075	0	3.7	100.0	100.0	48,792,831	5.9	△17,454,756	△35.8
県財政安定化 基金借入金	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0
諸収入	1,037,140	1,126,565	1,000,407	1,476	0.1	96.5	88.8	1,070,157	0.1	△69,750	△6.5
合 計	843,286,007	842,472,456	842,346,299	1,476	100.0	99.9	100.0	833,957,790	100.0	8,388,508	1.0

当年度の歳入は、予算現額843,286,007千円に対し、調定額842,472,456千円、収入済額842,346,299千円となっている。

収入済額は、前年度（833,957,790千円）に比べ8,388,508千円増加している。これは主として、支払基金交付金が増加したこと、被保険者数の増に伴い、保険料負担金が増加した（令和3年度平均：80.2万人→令和4年度平均：83.0万人）ことによる。

執行率は99.9%となっており、予算現額に比べ939,708千円下回っている。これは主として県支出金及び支払基金交付金が当初の見込みを下回ったことによる。

主な収入の内容は、市町支出金が保険料等負担金及び療養給付費負担金、国庫支出金が療養給付費負担金及び調整交付金等、県支出金が療養給付費負担金等、支払基金交付金が後期高齢者交付金、繰入金が後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金、繰越金が前年度繰越金、諸収入は第三者行為の納付金及び預金利子等である。

諸収入において、調定額1,126,565千円に対し、収入済額1,000,407千円となっており、未収金が126,158千円生じているが、これは国や県の医療機関に対する指導監査等により不適切と認められた診療報酬について、医療機関に対して請求を行った返還金

等の一部が未納となっているもの等である。

また、不納欠損額が1,476千円となっている。これは、地方自治法第236条に定める消滅時効が完成したため、不納欠損処理を行ったものである。

## ② 歳出

後期高齢者医療特別会計の歳出決算状況は、第5表のとおりである。

第5表 後期高齢者医療特別会計歳出決算状況

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和4年度						令和3年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額 (A)	決算額 (支出済額) (B)	構成 比率	執行率 (B/A ×100)	翌年度 繰越額	不用額	決算額 (支出済額)	構成 比率		
保険給付費	808,584,474	790,594,698	95.9	97.8	0	17,989,776	751,852,641	93.7	38,742,057	5.2
特別高額医療費 共同事業拠出金	722,258	455,136	0.1	63.0	0	267,122	463,956	0.1	△8,820	△1.9
保健事業費	2,518,636	1,755,725	0.2	69.7	0	762,911	1,524,232	0.2	231,493	15.2
公債費	1	0	0.0	0.0	0	1	0	0.0	0	0.0
諸支出金	31,450,638	31,412,656	3.8	99.9	0	37,982	48,778,886	6.1	△17,366,230	△35.6
予備費	10,000	0	0.0	0.0	0	10,000	0	0.0	0	0.0
合 計	843,286,007	824,218,216	100.0	97.7	0	19,067,791	802,619,715	100.0	21,598,501	2.7

当年度の歳出は、予算現額843,286,007千円に対し、支出済額824,218,216千円となっている。

支出済額は、前年度(802,619,715千円)に比べ21,598,501千円増加している。これは、被保険者数の増加に伴い保険給付費が増加したことによる。

執行率は97.7%となっており、不用額19,067,791千円は、主に1人当たり給付費及び被保険者数が当初の見込みを下回ったことに伴う保険給付費の支出減によるものである。

主な支出の内容は、後期高齢者医療給付としての保険給付費や特別高額医療費共同事業拠出金、健康診査に要する経費等としての保健事業費、前年度療養給付費負担金精算分等としての諸支出金である。

参考資料 一人当たり給付費と被保険者数の状況

令和4年度決算と令和3年度決算の比較

(単位 金額：円、人数：人、比率：%)

区 分	令和4年度決算	令和3年度決算	対前年度増減額	対前年度増減率
1人当たり給付費	948,497	933,383	15,114	1.6
被保険者数	829,311	801,542	27,769	3.5

令和4年度予算と令和4年度決算の比較

(単位 金額：円、人数：人、比率：%)

区 分	令和4年度予算	令和4年度決算	対予算増減額	対予算増減率
1人当たり給付費	966,433	948,497	△17,936	△1.9
被保険者数	832,639	829,311	△3,328	△0.4

## ウ 財産の状況

財産の年度末現在高の状況は、第6表のとおりである。

第6表 財産の年度末現在高

区 分		単位	令和4年度末	令和3年度末	対前年度増減
物品	—	点	0	0	0
債権	貸付金（供託金）	千円	0	0	0
基金	現金・預金	千円	21,054,845	20,060,142	994,703

種 類	単位	令和4年度末	令和3年度末	対前年度増減
後期高齢者医療給付費準備基金	千円	21,054,845	20,060,142	994,703

## 2 審査意見

- (1) 一般会計の実質収支は、前年度（126,009千円）に比べて106,464千円（84.5%）増加し、232,472千円の剰余金が生じている。これは主として、分担金及び負担金が増加したこと等によるものである。

剰余金については、繰越して有効に活用し、令和5年度の各市町の負担の軽減を図るとともに、広域連合の運営に当たっては、今後も引き続き業務の効率化を進め、経費の削減に努められたい。

- (2) 後期高齢者医療特別会計の実質収支は、前年度（31,338,075千円）に比べて13,209,992千円（42.2%）減少した。これは主として、療養給付費や高額療養費、審査支払手数料などの保険給付費が増加したことによるものである。なお、実質収支は18,128,083千円の黒字である。

実質収支18,128,083千円のうち、翌年度に繰越して精算する市町、国等への返還額8,648,886千円及び令和4年度交付の特別調整交付金（保険者インセンティブ）の繰越分417,644千円が含まれていることから、これらを控除した9,061,553千円が令和4年度の剰余金である。

剰余金については、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるとともに、中長期的な観点に立って今後の保険料の上昇抑制等に活用されたい。

また、令和5年度においても、レセプトの2次点検の強化やジェネリック医薬品の普及促進など医療費の適正化を進め、引き続き、安定的な財政運営に努められたい。加えて、診療報酬返還金等の未収金については、引き続き回収の努力を行うなど、その適切な管理に努められたい。

- (3) 医療費増大などの影響により、医療保険制度の持続可能性が指摘されている。後期高齢者の医療費については、半分は公費、約4割は現役世代の拠出金で賄われており、現役世代の負担が大きくなっていることから、医療の重点化・効率化および世代間・世代内の負担の公平化に取り組み、時代に合わせた医療保険制度となるよう見直しを行っていく必要があるため、重複受診者及び頻回受診者に対する指導、後発医薬品の利用促進などといった給付の適正化や、個人の負担能力に応じた負担割合の見直し、レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進等が進められてきた。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となり始める令和4年度以降において、現役世代の負担を減らしていくため、窓口負担割合の見直しが行われるなか、高齢者にとって必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることも不可欠である。

今後も後期高齢者医療制度をはじめ医療保険制度の更なる見直しが見込まれるが、国の動きに十分に留意しながら、県内の41市町とも連携・協力し、引き続き、現行制度の安定的な運営に努められたい。また、被保険者にも制度が理解しやすいよう、ホームページ等を活用するなど周知広報についても引き続き工夫されたい。

**令和5年度**

**兵庫県後期高齢者医療広域連合**

**監 査 報 告 書**

**( 1 )**

**兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員**

## 目 次

### 例月出納検査

令和5年1、2、3月分	—————	監査報告第1号	—————	62
令和5年4、5、6月分	—————	監査報告第2号	—————	64

令和5年8月4日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦  
坂本 孝二



監査の結果に関する報告の提出について  
(監査報告第1号、第2号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した監査及び同法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査について、同法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

例月出納検査

令和5年1、2、3月分 .....	監査報告第1号.....	2
令和5年4、5、6月分 .....	監査報告第2号.....	4

監査報告第1号  
令和5年6月6日

## 例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦

坂本 孝



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和5年1、2、3月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

### 1 検査の対象

令和5年1、2、3月分の現金の出納保管状況

### 2 検査の実施年月日

令和5年2月20日(月)(1月分)

令和5年3月20日(月)(2月分)

令和5年4月17日(月)(3月分)

### 3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

### 資料

- |     |        |
|-----|--------|
| 第1表 | 収支現計表  |
| 第2表 | 現金保管状況 |

第1表 収支現計表(令和4年度分)

(単位:円)

現金及び会計の区分	令和4年12月末残高 (a)	令和5年1~3月収支高		令和5年3月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	89,706,918,042	169,326,371,590	215,994,411,046	43,038,878,586
一般会計	362,905,487	883,314,828	305,754,651	940,465,664
後期高齢者医療特別会計	89,344,012,555	168,443,056,762	215,688,656,395	42,098,412,922
歳入歳出外現金(B)	5,121,325	23,312,152	45,473	28,388,004
基金に属する現金(C)	20,060,141,271	10,824,103,983	9,829,400,000	21,054,845,254
計(D=A+B+C)	109,772,180,638	180,173,787,725	225,823,856,519	64,122,111,844
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	109,772,180,638	180,173,787,725	225,823,856,519	64,122,111,844

第2表 現金保管状況

令和5年3月31日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	43,038,878,586	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	28,388,004	普通預金	54,122,111,844
基金に属する現金	21,054,845,254	定期預金	10,000,000,000
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	64,122,111,844	計	64,122,111,844

## 例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦  
坂本 孝二



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和5年4、5、6月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

### 1 検査の対象

令和5年4、5、6月分の現金の出納保管状況

### 2 検査の実施年月日

令和5年5月19日（金）（4月分）

令和5年6月19日（月）（5月分）

令和5年7月21日（金）（6月分）

### 3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

### 資料

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1-1表 | 収支現計表（令和4年度） |
| 第1-2表 | 収支現計表（令和5年度） |
| 第2表   | 現金保管状況       |

第1-1表 収支現計表(令和4年度)

(単位:円)

現金及び 会計の区分	3月末残高 (a)	4~5月収支高		5月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	43,038,878,586	53,943,846,336	78,622,169,445	18,360,555,477
一般会計	940,465,664	172,777	708,165,963	232,472,478
後期高齢者医療特別会計	42,098,412,922	53,943,673,559	77,914,003,482	18,128,082,999
歳入歳出外現金(B)	-	-	-	-
基金に属する現金(C)	-	-	-	-
計(D=A+B+C)	43,038,878,586	53,943,846,336	78,622,169,445	18,360,555,477
一時借入金(E)	-	-	-	-
計(F=D+E)	43,038,878,586	53,943,846,336	78,622,169,445	18,360,555,477

第1-2表 収支現計表(令和5年度)

(単位:円)

現金及び 会計の区分	3月末残高 (a)	4~6月収支高		6月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	0	199,962,027,531	138,918,557,842	61,043,469,689
一般会計	0	915,652,358	185,262,198	730,390,160
後期高齢者医療特別会計	0	199,046,375,173	138,733,295,644	60,313,079,529
歳入歳出外現金(B)	28,388,004	2,352,697	478,060	30,262,641
基金に属する現金(C)	21,054,845,254	0	0	21,054,845,254
計(D=A+B+C)	21,083,233,258	199,964,380,228	138,919,035,902	82,128,577,584
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	21,083,233,258	199,964,380,228	138,919,035,902	82,128,577,584

## 第2表 現金保管状況

令和5年6月30日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	61,043,469,689	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	30,262,641	普通預金	11,072,732,330
基金に属する現金	21,054,845,254	定期預金	71,055,845,254
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	82,128,577,584	計	82,128,577,584

令和 6 年

第 1 回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

提 出 議 案

令和 6 年 2 月 13 日

## 目 次

議案第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	69
議案第 2 号	令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	75
議案第 3 号	令和 6 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	78
議案第 4 号	訴えの提起の件	81
同意第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	83
同意第 2 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	84

## 議案第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条  
例を次のように定める。

令和6年2月13日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県  
後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、  
「100分の10.28」を「100分の11.24」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、  
「50,147円」を「52,791円」に改める。

第12条中「66万円」を「80万円」に改める。

第14条第1号ア中「及び法第117条第2項の規定による拠出金」を「、法第  
117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産  
育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成  
10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第  
3号中「、被保険者均等割総額」の次に「の48分の52に相当する額」を加え  
る。

第16条第1項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号  
中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附則第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に  
関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度  
分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の

例による。

(経過措置)

第3条 令和6年度において、兵庫県後期高齢者医療広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第12条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

(1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者

(2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、100分の10.32とする。

(参考)

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は改正部分を示す。 )

現 行	改 正 案
<p>(所得割率) 第8条 <u>令和4年度及び令和5年度の</u> 所得割率は、<u>100分の10.28</u> とする。</p>	<p>(所得割率) 第8条 <u>令和6年度及び令和7年度の</u> 所得割率は、<u>100分の11.24</u> とする。</p>
<p>(被保険者均等割額) 第9条 <u>令和4年度及び令和5年度の</u> 被保険者均等割額は、<u>50,147</u> 円とする。</p>	<p>(被保険者均等割額) 第9条 <u>令和6年度及び令和7年度の</u> 被保険者均等割額は、<u>52,791</u> 円とする。</p>
<p>(保険料の賦課限度額) 第12条 第4条の賦課額は、<u>66万</u> <u>円</u>を超えることができない。</p>	<p>(保険料の賦課限度額) 第12条 第4条の賦課額は、<u>80万</u> <u>円</u>を超えることができない。</p>
<p>(保険料の賦課総額) 第14条 (略) (1) (略)</p>	<p>(保険料の賦課総額) 第14条 (略) (1) (略)</p>
<p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、<u>財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用</u></p>	<p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、<u>財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対す</u></p>

の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ（略）

(2)（略）

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第16条（略）

(1)（略）

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に29万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する

る医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、高齢者保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ（略）

(2)（略）

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第16条（略）

(1)（略）

(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に295,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯

被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に535,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

#### 附 則

第1条・第2条 (略)

(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合には、同条中「第16条又は第17条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第16条若しくは第17条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。

(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 令和2年度において第16条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区

に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に545,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2・3 (略)

#### 附 則

第1条・第2条 (略)

第3条及び第4条 削除

<p><u>分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）</u>についての第16条第1項第1号の規定の適用については、<u>同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>第5条～第7条 (略)</p>
--	--------------------

議案第 2 号

令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 6 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 4 7 7, 7 5 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,245,980
	1. 負担金	2,245,980
2. 国庫支出金		28,676
	1. 国庫補助金	28,676
3. 繰入金		34,699
	1. 特別会計繰入金	34,699
4. 繰越金		168,393
	1. 繰越金	168,393
5. 諸収入		3
	1. 預金利子	2
	2. 雑入	1
歳入	合計	2,477,751

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,270
	1. 議会費	1,270
2. 総務費		2,473,481
	1. 総務管理費	2,473,324
	2. 選挙費	91
	3. 監査委員費	66
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出	合 計	2,477,751

## 議案第3号

### 令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ877,332,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和6年2月13日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市町支出金		166,449,026
	1. 市町負担金	166,449,026
2. 国庫支出金		278,489,114
	1. 国庫負担金	211,811,381
	2. 国庫補助金	66,677,733
3. 県支出金		74,608,449
	1. 県負担金	74,608,449
4. 支払基金交付金		346,181,838
	1. 支払基金交付金	346,181,838
5. 特別高額医療費共同事業交付金		597,352
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	597,352
6. 繰入金		9,747,081
	1. 一般会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	9,747,080
7. 繰越金		403,886
	1. 繰越金	403,886
8. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
9. 諸収入		855,741
	1. 延滞金、加算金及び過料	9,746
	2. 預金利子	1,752
	3. 雑入	844,243
歳入	合計	877,332,488

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		872,784,083
	1. 療養諸費	814,692,983
	2. 高額療養諸費	55,542,495
	3. その他医療給付費	2,548,605
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		778,929
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	778,929
3. 支払基金拠出金		575,381
	1. 支払基金拠出金	575,381
4. 保健事業費		2,987,197
	1. 健康保持増進事業費	2,987,197
5. 公債費		1
	1. 公債費	1
6. 諸支出金		196,897
	1. 償還金及び還付加算金	162,197
	2. 繰出金	34,699
	3. 基金積立金	1
7. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	877,332,488